

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号
不利益処分の種類	指定居宅サービス事業者の業務運営の公表	根拠条項	第 7 6 条の 2 第 2 項
処 分 基 準	<p>(1) 県が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 6 条の 2 第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 37 号）</p> <p>(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	